

---

---

資 料

---

---

## ● 計画策定の根拠となる法律

### 地球温暖化対策の推進に関する法律（抜粋）

第20条の3 都道府県及び市町村は、京都議定書目標達成計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 1) 計画期間
- 2) 地方公共団体実行計画の目標
- 3) 実施しようとする措置の内容
- 4) その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

3 都道府県並びに地方自治法第252条の19第1項の指定都市、同法第252条の22第1項の中核市及び同法第252条の26の3第1項の特例市（以下「指定都市等」という。）は、地方公共団体実行計画において、前項に掲げる事項のほか、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策に関する事項として次に掲げるものを定めるものとする。

- 1) 太陽光、風力その他の化石燃料以外のエネルギーであって、その区域の自然的条件に適したものの利用の促進に関する事項
- 2) その区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進に関する事項
- 3) 公共交通機関の利用者の利便の増進、都市における緑地の保全及び緑化の推進その他の温室効果ガスの排出の抑制等に資する地域環境の整備及び改善に関する事項
- 4) その区域内における廃棄物等（循環型社会形成推進基本法第2条第2項に規定する廃棄物等をいう。）の発生の抑制の促進その他の循環型社会（同条第1項に規定する循環型社会をいう。）の形成に関する事項

4 都道府県及び指定都市等は、地球温暖化対策の推進を図るため、都市計画、農業振興地域整備計画その他の温室効果ガスの排出の抑制等に関係のある施策について、当該施策の目的の達成との調和を図りつつ地方公共団体実行計画と連携して温室効果ガスの排出の抑制等が行われるよう配慮するものとする。

5 指定都市等は、その地方公共団体実行計画の策定に当たっては、都道府県の地方公共団体実行計画及び他の指定都市等の地方公共団体実行計画との整合性の確保を図るよう努めなければならない。

6 都道府県及び指定都市等は、地方公共団体実行計画を策定しようとするときは、あらかじめ、住民その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

7 都道府県及び指定都市等は、地方公共団体実行計画を策定しようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴かななければならない。

8 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

9 第五項から前項までの規定は、地方公共団体実行計画の変更について準用する。

10 都道府県及び市町村は、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果

ガス総排出量を含む。)を公表しなければならない。

1 1 都道府県及び指定都市等は、地方公共団体実行計画を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の送付その他の協力を求め、又は温室効果ガスの排出の抑制等に関し意見を述べることができる。

1 2 前各項に定めるもののほか、地方公共団体実行計画について必要な事項は、環境省令で定める。

## ● 温室効果ガスの排出量を算定する際に使用した係数等

### 特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令

第2条 令第6条第1項第1号イの合算は、次に掲げる量(他人への電気又は熱の供給に係るものを除く。)を合算する方法により行うものとする。

1) 令第6条第1項第1号イ(1)の環境省令・経済産業省令で定める燃料ごとに、同号イ(1)に定めるところにより算定される量

2) 令第6条第1項第1号イ(2)に定めるところにより得られる量

3) 令第6条第1項第1号イ(3)の環境省令・経済産業省令で定める熱ごとに、同号イ(3)に定めるところにより算定される量

2 令第5条第1号に掲げる者が電気事業の用に供する発電所又は熱供給事業の用に供する熱供給施設を設置している場合における令第6条第1項第1号イの合算は、前項に規定する方法により行うほか、同項第1号に掲げる量を合算する方法により行うものとする。

3 令第6条第1項第1号イ(1)の環境省令・経済産業省令で定める燃料は、別表第一の第二欄に掲げる燃料とし、同号イ(1)の環境省令・経済産業省令で定める単位及び当該燃料の一当該単位当たりのギガジュールで表した発熱量として環境省令・経済産業省令で定める係数は、同表の第二欄に掲げる燃料の区分に応じ同表の第三欄及び第四欄に掲げるとおりとし、同号イ(1)の当該燃料の一ギガジュール当たりの発熱量に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数は、同表の第二欄に掲げる燃料の区分に応じ同表の第五欄に掲げる係数に1/2分の4/4を乗じて得た数とする。

### 上記施行令により官報に掲載された係数を用いて以下の式によりCO<sub>2</sub>排出量を算出

#### 平成17年度の算定に用いた係数

◆ガソリン : 二酸化炭素排出量 (kg-CO<sub>2</sub>) = 消費量 (ℓ) × 34.6 (MJ/ℓ) × 0.0183 (kg-C/MJ) × 44/12

◆灯油 : 二酸化炭素排出量 (kg-CO<sub>2</sub>) = 消費量 (ℓ) × 36.7 (MJ/ℓ) × 0.0185 (kg-C/MJ) × 44/12

◆軽油 : 二酸化炭素排出量 (kg-CO<sub>2</sub>) = 消費量 (ℓ) × 38.2 (MJ/ℓ) × 0.0187 (kg-C/MJ) × 44/12

◆A重油 : 二酸化炭素排出量 (kg-CO<sub>2</sub>) = 消費量 (ℓ) × 39.1 (MJ/ℓ) × 0.0189 (kg-C/MJ) × 44/12

◆LPガス : 二酸化炭素排出量 (kg-CO<sub>2</sub>) = 消費量 (kg) × 50.2 (MJ/kg) × 0.0163 (kg-C/MJ) × 44/12

◆電力 : 二酸化炭素排出量 (kg-CO<sub>2</sub>) = 消費量 (kWh) × 0.555 (kg-CO<sub>2</sub>/kWh)

### 平成 23 年度の算定に用いた係数

- ◆ガソリン : 二酸化炭素排出量 (kg-CO<sub>2</sub>) = 消費量 (ℓ) × 34.6 (MJ/ℓ) × 0.0183 (kg-C/MJ) × 44/12
- ◆灯油 : 二酸化炭素排出量 (kg-CO<sub>2</sub>) = 消費量 (ℓ) × 36.7 (MJ/ℓ) × 0.0185 (kg-C/MJ) × 44/12
- ◆軽油 : 二酸化炭素排出量 (kg-CO<sub>2</sub>) = 消費量 (ℓ) × 37.7 (MJ/ℓ) × 0.0187 (kg-C/MJ) × 44/12
- ◆A重油 : 二酸化炭素排出量 (kg-CO<sub>2</sub>) = 消費量 (ℓ) × 39.1 (MJ/ℓ) × 0.0189 (kg-C/MJ) × 44/12
- ◆L P ガス : 二酸化炭素排出量 (kg-CO<sub>2</sub>) = 消費量 (kg) × 50.8 (MJ/kg) × 0.0161 (kg-C/MJ) × 44/12
- ◆電力 : 二酸化炭素排出量 (kg-CO<sub>2</sub>) = 消費量 (kWh) × 0.657 (kg-CO<sub>2</sub>/kWh)

## ● L P ガスの使用量を体積から重量へ換算する係数

※ L P ガスは体積 (m<sup>3</sup>) での購入量データが得られるので、これに日本 L P ガス協会のホームページに掲載されている下記の係数を各年度の使用量 (m<sup>3</sup>) に乗じて重量 (kg) に換算した。

- ・平成 17 年度 2.0747 kg/m<sup>3</sup>
- ・平成 23 年度 2.1800 kg/m<sup>3</sup>

## ● 単位の説明

kg-CO<sub>2</sub> : CO<sub>2</sub> 換算キログラム

kg-C : 炭素換算キログラム

44/12 : 炭素から二酸化炭素への換算係数 (省令第 2 条第 3 項)

MJ : 10<sup>6</sup> ジュール (ジュールは仕事量・エネルギー・熱量の単位)

MJ/ℓ : 消費量あたりの発熱係数

kg-C/MJ : 発熱量あたりの炭素排出係数

## ● エネルギーの使用の合理化に関する法律

エネルギーの使用の合理化に関する法律は、エネルギー消費量が大幅に増加している業務部門と家庭部門におけるエネルギーの使用の合理化をより一層推進することを目的に、平成 20 年 5 月に改正され、事業者全体 (本社、工場、支店、営業所、店舗等) の 1 年度間のエネルギー使用量の原油換算値が合計して 1,500kℓ 以上の場合に以下のことが義務付けられた。

- ① エネルギー使用量を事業者単位で国へ届け出て、特定事業者の指定を受ける
- ② エネルギー管理統括者及びエネルギー管理企画推進者を任命する
- ③ 各年度のエネルギー使用状況を届け出ること
- ④ 中長期計画書及び定期報告書を国へ提出すること